

山口市教育支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 優れた知識や技能を有する指導的人材を、本市の学校教育及び生涯学習等に活用することを目的として、山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に山口市教育支援ネットワーク（以下「やまぐち路傍塾」という。）を設置する。

(登録対象となる人材)

第2条 やまぐち路傍塾の登録対象になる指導的人材は、優れた知識や技能を有し、かつ、学校教育、生涯学習等の教育活動に関わるにふさわしい熱意と識見を有する18歳以上の個人または団体とする。

(登録)

第3条 やまぐち路傍塾に登録をしようとする個人又は団体は、山口市教育支援ネットワーク登録（変更）申請書（様式第1号、様式第2号）により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申請に基づき、当該申請者の承諾を得たうえで、やまぐち路傍塾の登録を行うものとする。

(登録者の活用方法等)

第4条 登録者を活用しようとする学校長及び団体の長は、登録者に対し事前に活用内容等を説明のうえ、同意を得るものとする。

2 やまぐち路傍塾を活用するものが学校の場合、登録者は学校長の指示のもと、当該学校の授業、部活動等において、教員と連携して教育活動に従事するものとする。

3 登録者を活用した者は、登録者の活用後、当該活用実績について山口市教育支援ネットワーク活用実績報告書（様式第3号）により、教育委員会に報告するものとする。

(費用弁償)

第5条 交通費等の必要が生じた場合は、実費相当を支弁することができる。

(保険適用)

第6条 登録者が、教育活動中において活動に起因する傷病若しくは障害が生じた場合には、教育委員会が加入するボランティア保険を適用するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 やまぐち路傍塾に登録された者(以下「登録者」という。)は、前条に規定する申請の内容(以下「申請内容」という。)に変更が生じた場合、速やかに、教育委員会に対して、山口市教育支援ネットワーク登録(変更)申請書(様式第1号、様式第2号)または口頭により、その旨を届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要に応じて登録の内容を訂正することができる。

(登録の抹消)

第8条 登録者が、死亡、疾病等により登録を希望しなくなった場合は、本人または親族が教育委員会に対して、口頭により、その旨を届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、登録者の申請内容に虚偽の記載があった場合、または、社会教育活動、学校教育活動等において公序良俗を乱す行為があった場合には、弁明の機会の付与などを行った上で、当該登録者の登録を取り消すことができる。

(登録内容の開示)

第9条 教育委員会は、登録者が自己にかかる登録の内容を開示請求したときは、これに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、やまぐち路傍塾の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。